

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正について

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次の  
ように改正する。

2019年（令和元年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第  
1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を  
図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、児童福祉法の一部が改正され  
たことに伴い、規定の整備をする必要による。